

震 災 対 策 編

| | | |
|-----|----------|-------|
| 第1章 | 総則 | P 201 |
| 第2章 | 災害予防計画 | P 207 |
| 第3章 | 災害応急対策計画 | P 219 |

第1章 総 則

第1節 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という）第42条の規定に基づき、住民の生活の各分野にわたり重大な影響をおよぼすおそれのある地震災害に対処するため、町の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町、地方行政機関及び地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、町土及び住民の生命、財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するのに必要な防災に関する基本的事項を総合的に定めることを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、大山町防災会議が作成する「大山町地域防災計画」の「震災対策編」である。この計画に定めのない事項については、「大山町地域防災計画」の「共通対策編」の定めるところによる。

第3節 既住の地震災害

1 既住の地震とその被害

(1) 地震活動等

ア 地震活動の状況

山陰海岸に沿う活動で、マグニチュード7以上の地震は古くは出雲地震（元慶4年（880年）、 $M=7.0$ ）があり、最近では浜田地震（明治5年（1872年）、 $M=7.1$ ）、北丹後地震（昭和2年（1927年）、 $M=7.3$ ）、鳥取地震（昭和18年（1943年）、 $M=7.2$ ）、鳥取西部地震（平成12年（2000年）、 $M=7.3$ ）が発生している。

中国地方を地形的な特徴から日本海側、脊梁山脈、瀬戸内海側と分けることができる。地震活動も又、地形に対応する特徴を示している。地震活動が活発な地域は日本海沿岸である。

しかし、丹後半島から島根半島に至る日本海沿岸と島根半島より西方の日本海沿岸では、地震の発生の様子が違う。前者には北丹後地震、鳥取地震などが発生している地震多発地域であるのに、後者は1872年の浜田地震が日本海海底に発生しているのみでその相違は著しい。日本海海底に発生している地震は、丹後半島沖の北丹後地震の延長部にみられる。そして、兵庫県から鳥取県の沖にも少ないが発生している。これらの地震は、今のところ小地震の大きさである。

脊梁山脈が連なる高地では一般に地震が少ない。中国地方で一番高い大山の西側は、後述する平成12年鳥取西部地震までは、地震活動の少ない空白地域であった。しかし、同じ第四紀の火山である三瓶山周辺は地震活動が活発である。そして、広島県北部にも地震の巣がある。三瓶山周辺が活発な理由は明らかではないが、地下の状態を示す温泉分布では、大山の山体内には温泉は少なく、外れて米子市の皆生温泉そして東側の関金温泉、三朝温泉があるのに対して、三瓶山には山体内に三瓶温泉（志学温泉）があり、周辺部にも池田温泉、千原温泉、出雲湯村温泉、湯抱温泉等がある。この地下の状態の相違が地震活動の差とも考えられる。

瀬戸内海側は内陸地震の活動は少なく、やや深い地震（フィリピン海プレート内の地震・深さ60km付近）が発生する。又、地震がばらつくのが特徴にもみえる。兵庫県福崎町から兵庫県の佐用町まで、西南日本内帯でも第一級の活断層である山崎断層に沿って地震の発生が見られる。

本県に発生した地震は、宝永の地震（宝永8年（1710年）、M=6.5）、正徳の地震（正徳元年（1711年）、M=6）から記録がある。昭和18年（1943年）3月4、5日に鳥取沖地震（M=6.2）が発生し、約6か月後の9月10日に鳥取地震が発生した。そして、県の東部と中部地域に大きな被害を与えた。特に鳥取市は壊滅的な被害を受けた。

最近では、昭和58年（1983年）に鳥取県中部の地震（M=6.2）が発生し、この地域の地震エネルギーは被害地震を起こすに十分な量があることを示した。本県西部地域では、地震予知特定観測地域「島根県東部」と隣接して地震活動が活発である。古くは米子城に被害をおよぼした地震が記録に見られる。明治以降でも、1904年、1914年の島根県東部の地震、1925年の美保湾の地震、1955年の根雨の地震が発生して、出雲市、松江市、安来市、米子市、境港市等に被害を与えている。美保湾の地震については、余震がほとんど内陸に陸に発生していることと、この時代の観測精度から考えて震源が少し北へずれていると考えられ、日野郡、西伯郡に発生した内陸の活動域の地震と推定される。

ここで注目すべき点は、双子型、あるいは連発型を示す発生パターンである。江戸時代の地震では、1710年（宝永8年）10月3日にM=6.5の地震が起こり、約5か月半後の翌年の3月19日に、M=6.0の地震があった。1943年の地震は3月4日と5日にいずれもM=6以上の地震があり、約半年後にM=7.2の鳥取地震が発生している。3月の活動は、鳥取市から東側に余震が集中的に発生し、9月の時では、主な余震は鳥取市から西側の地域、特に鳥取県中部に多く発生している。約40年後の1983年10月31日に鳥取県中部の地震（M=6.2）では約8km離れた所で約4分後にM=5.9の地震が発生している。西部地域でも、1955年の鳥取県西部の地震では同じ日に3つの地震が連発している。1989年（M=5.3、5.4）と1990年（M=5.1、5.2、5.1）と、鳥取県西部で約1年後に地震活動は活発化した。他に、1925年の但馬地震（M=6.8）と1927年の北丹後地震（M=7.3）が約1年と9か月の間隔で発生している。三瓶山周辺でも1977年（M=5.3）と約13か月後のM=6.1の地震が連発している。

【平成12年鳥取県西部地震】

鳥取県西部の西伯郡、日野郡、米子市、境港市及び島根県東部、岡山県北部に大きな被害を出している。しかし、亡くなった人、火災の発生がなく、激しく揺れたのに全壊家屋が少ないなどが、特筆すべきことである。鳥取県では平成12年7月に米子市で災害図上訓練を実施していたので、災害対応・対策が迅速・適切に実行された。

震度分布と被害の特徴

震度はその場所の揺れの強さを表すものである。今回の地震の主な震度を以下に示す。

震度 6強：日野町、境港市

6弱：旧西伯町、旧溝口町

5強：米子、新見、岡山哲多、落合、美甘、香川土庄

5弱：旧大山町、旧名和町、旧中山町、松江、東郷、岡山、玉野、福山、徳島、観音寺、兵庫津名

4：鳥取、出雲、倉敷、広島、高松、松山、高知、大阪、神戸

震度の分布から、この地震の特徴が見えてくる。

- (1) 山間部の日野町と沿岸部の境港が「震度6強」を記録している。
- (2) 震度の大きな地域が岡山県から四国まで、南側に広がっている。
- (3) 松江、鳥取、出雲など、震源まで距離が近いのに震度が小さい。

被害は震度6の地域に集中している、マグニチュード7.3の大地震にしては被害が少ないのは、発生時間が午後1時30分、震源が山間部で激震域も都市部でなかったことが原因のひとつである。被害の種類は、家屋の倒壊、山間部での斜面崩壊、落石などの地震動に

よる被害と沿岸部での液状化現象による地盤災害がある。前者は、日野町黒坂、下榎地区、旧西伯町、旧溝口町などが大きな被害を出したが、地盤が比較的良かったために、全壊になるべきところが半壊になっていると推察される。しかし、山間部を走る道路、鉄道は大きな被害を受け、不通箇所が多く出た。境港市、米子市では液状化現象による都市型の被害が出ている。港湾岸壁の崩壊、マンホールの抜き上がり、電信柱の沈下など、またライフラインの被害が随所に見られた。

第4節 被害想定

本計画の基本的な前提条件となる被害の想定については、以下に示すとおりである。

1 地震

(1) 地震の想定

平成12年鳥取県西部地震は、地震の規模（M=7.3）の割には、死者も火災の発生もないなど、被害が比較的になかった。本計画が想定する地震は、町内全域が震度6強の揺れを直下型の地震と仮定し、このような地震が大山町を襲う最大級の地震と想定する。

ただしこれは、最大級の地震を想定することにより、より万全な防災対策を図ることを目的としたもので、鳥取県地域防災計画（震災対策編）で想定する地震とは異なるものである。

本計画が想定する地震は、以下のとおりである。

| 想定項目 | 地震想定内容 |
|-----------|----------------------------|
| 震源 | 大山町御来屋（北緯35度30分、東経133度30分） |
| 規模 | マグニチュード 7.3 、震度 6強 |
| 地震発生季節・時刻 | 冬の午後6時 |
| 震源の深さ | 10km |

(2) 被害の想定

この被害想定は、平成18年8月現在の内閣府「地震被害想定支援ツール」をもとに、前項の地震想定により、被害想定したものである。

平成21年8月にも内閣府「地震被害想定支援ツール」が公開されたが、対応地域が中部圏、近畿圏の2府7県のものであった。

| 想定項目 | 地震想定内容 |
|---------|--|
| 倒壊危機 | ・ 木造建物全壊数 2,956棟 ・ 非木造全壊数 69棟 計 3,025棟 |
| 人的被害 | ・ 死者数 56人 ・ 負傷者数 重篤者数 8人 重傷者数 59人 軽傷者数 2,969人 計 3,036人 |
| 物資供給対象者 | 4,900 人 |

(備考)

- ① 被害想定により求められた結果は、過去の地震の被害から統計的に推測されたものである。そのため、建物や構造物に耐震化が進んだ地域においては、この結果より小さい値になる可能性がある。又、過去の震災の数が少ないため、データが極めて限られており、今後生じる震災被害を厳密に予測するというよりも、震災対策等を充実するため、概ねの手法で被害想定している。
- ② 地震による火災については、設定されていない。

第5節 減災目標、計画期間、主な施策等

県においては、「鳥取県アクションプラン」において、次のとおり減災目標、計画期間を設定し、減災効果が高い対策等に重点的に取り組むこととしている。

- (1) 減災目標：計画期間内に、県内で想定される大規模地震災害による死者数を80%以上、直接被害額を40%以上減少させる。
- (2) 計画期間：平成23年度～平成32年度（10年間）
- (3) 主な施策、目標

| 区分 | 取組施策 | 取組内容 | 現状、目標 |
|------------|------------------------------------|--|--|
| 予防対策 | 建物の耐震化 (住宅、特定建築物) | 平成19年3月に策定した「鳥取県耐震改修促進計画」に沿って、「住宅及び特定建築物の耐震化を推進する。 | ・住宅の耐震化率 68%→86% ・特定建築物の耐震化率 69%→89% |
| | (病院、避難所) | 病院、避難所等として使用する施設の耐震化を計画的に推進する。 | ※平成27年度末の目標値 ・病院の耐震化率 56%→76% ・公共施設、学校の耐震化率 65.6%→100% |
| | 防火対策 | 延焼が想定される住宅密集市街地において、感震ブレーカーの設置を推進する。 | ・感震ブレーカー設置率(延焼想定区域) 不明(0%)→50% |
| | 土砂災害防止対策 | 急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所の対策工事を行う。 | ・急傾斜地崩壊危険箇所整備率 20.7%→23.9%(280箇所→323箇所) ※対象 1,352箇所 ・山腹崩壊危険箇所整備率 27.9%→30%(463箇所→498箇所) ※対象 1,659箇所 |
| | 自主防災組織の充実 教科 | 自主防災組織の設置を推進し、資機材整備、訓練等の充実を図る。 | ・自主防災組織率 66.7%→100% ・自主防災組織訓練実施率 71.8%→100% |
| 避難行動要支援者対策 | 避難行動要支援者避難支援個別プランの策定を推進し、避難訓練等を行う。 | ・避難行動要支援者避難支援個別プラン作成市町村数 1町→全市町村 | |
| 応急対策 | 医療体制の確保 | 災害時医療に必要な医師、看護師を確保し、DMAT(災害派遣医療チーム)を増設する。 | ・医師数、看護師数、DMATチーム数 (医師) 1,038人→1,130人 (看護師) 5,088人→5,250人 (DMAT) 7→10チーム |
| | 応急危険度判定士の確保 | 被災住宅の危険度判定を行う応急危険度判定士の登録者を確保する。 | ・応急危険度判定士数 927人→1,100人 |
| 復旧対策 | 事業継続計画(BCP)の策定 | 事業者、行政の事業継続計画(BCP)の策定を推進する。 | ・BCP策定事業所数 1社→50社 ・BCP策定自治体数 0→23 |
| | 住宅再建の備え | 地震保険、建物共済等の加入を推進する。 | ・地震保険加入世帯率 51.2%→70% |

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

本県においては、平成8年度を初年度として五箇年計画を作成し事業を推進してきたところである。県及び町は、平成24年度からは第4次五箇年計画に従い、順次、計画に沿った整備に努めることとする。

第4次五か年計画の内容は、次のとおりである。

| | | |
|-----|------------------|-------------|
| 2号 | 避難路 | |
| 3号 | 消防用施設 | 193箇所 |
| 4号 | 消防活動用道路 | 0.6km、3箇所 |
| 5号 | 緊急輸送道路等 | |
| | 5-1号 緊急輸送道路 | 18.9km、77箇所 |
| | 5-2号 緊急輸送交通管制施設 | 41箇所 |
| | 5-4号 緊急輸送港湾施設 | |
| 6号 | 共同溝等 | |
| 8号 | 社会福祉施設 | 1施設 |
| 9号 | 公立小中学校等 | |
| | 9-1号 校舎 | 93校、222棟 |
| | 9-2号 屋内運動場 | 29校、29棟 |
| 10号 | 公立特別支援学校 | |
| 11号 | 公的建造物 | 9施設 |
| 13号 | 砂防設備等 | |
| | 13-1号 砂防設備等 | 181箇所 |
| | 13-2号 保安施設 | 13箇所 |
| | 13-3号 地すべり防止施設 | 3箇所 |
| | 13-4号 急傾斜地崩壊防止施設 | 38箇所 |
| | 13-5号 ため池 | 13箇所 |
| 14号 | 地域防災拠点施設 | 3施設 |
| 15号 | 防災行政無線 | 7箇所 |
| 16号 | 水・自家発電設備等 | 18箇所 |
| 17号 | 備蓄倉庫 | 1箇所 |

第2章 災害予防計画

第1節 通 則

本編の災害予防計画は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は災害の拡大を防止するため、平素から防災に関する施設の整備、防災の思想の普及、防災訓練等の計画を立て、その実施を図ることを目的とする。

第2節 地盤災害防止計画

1 目 的

この計画は、地震に伴う地すべり・急傾斜地の崩壊等地盤に係る災害を未然に防止するため、町、県、その他関係機関が危険地域の把握を行い、広く町民に対して災害防止対策の実施・指導を行うことを目的とする。

この計画に定めのない事項は、風水害対策編第2章第8節「土砂災害防止計画」を準用する。

2 災害対策事業の実施

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等は危険度の高いものから実施し、地震災害による被害の未然防止を図るものとする。

3 地盤の液状化防止事業

県が実施した「鳥取県地震防災調査研究報告書（平成17年3月）」によると、本町は総じて「液状化危険度面積率は極めて低い」と想定されているものの、一番影響があると想定される「鳥取県西部地震断層の地震」が発生した場合には、本町の中山地区が「液状化危険度面積率が低い」（全体の0.1%）と想定されている。

町は、地震に伴う地盤の液状化が予想される所では、これらの被害を未然に防止するため、地盤対策として次のような事業の実施に努めるものとする。

- (1) 地盤状況の把握
- (2) 液状化の基礎知識等に関する住民への広報
- (3) 地盤改良又は建物基礎補強等の工法の広報

第3節 地震水害予防計画

1 目 的

この計画は、地震に伴う水害への対策の推進を図るとともに、必要な事業又は施設の整備を行い、その被害を未然に防止することを目的とする。

この計画に定めのない事項は、風水害対策編第2章第2節「水害予防計画」を準用する。

2 治山事業及び河川改修事業

本町の河川は、地勢急峻のため、急流の中小河川が多く、一度豪雨ともなれば、土石をまじえた濁流が一挙に流下し、氾濫し、災害激化の原因となっている。このため、治水を目的とする河川改修の計画的実施に努めるものとする。

3 重要水防区域等の周知

地震に伴う水害を防ぐため、重要水防区域等の周知に努めるものとする。

第4節 市街地等防災化計画

1 目 的

この計画は、地震発生の予知が現在のところ学術的にも至難である点にかんがみ、公共施設等の点検・整備を行い、オープンスペースの確保、建築物の不燃化等市街地等の秩序ある整備を図り、

震災時の危険度を低減することにより、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 街路網の整備

市街地等における道路は、交通施設のみならず消防活動、延焼防止等の防災空間をはじめ緑化、通風等の必要な空間等数多くの機能を持つ施設である。これらを適切に配置し、避難路の確保、円滑な交通対策及び延焼防止のため街路網の整備等を推進し、災害防止、避難対策等の推進に努めるものとする。

また、地震により道路に破損、亀裂等の被害があり、又は沿道の建物等の崩壊により交通不能となる例が考えられるため、う回路の設定や、沿道の整備を図るものとする。

3 公園・緑地等の公共空地

市街地における緑とオープンスペースは、環境保全・レクリエーション利用・景観形成上のみならず、避難地の確保、火災延焼防止のため緑地、公園等の整備、防災上必要欠くべからざる施設であり、市街地等の基盤施設として積極的にその整備を促進するものとする。

4 貯水施設等の整備

地震時における火災の拡大を防止するため、消防水利等を整備する。そのため、防火用水等の貯水施設を確保するほか、小型動力ポンプ設置等の消火体制の確立に努めるものとする。

第5節 建造物災害予防計画

1 目的

この計画は、地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止し、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

この計画に定めのない事項は、共通対策編第2章第30節「建造物の災害予防計画」を準用する。

2 不燃性及び耐震耐火建築物の建築促進対策

地震には、建築物及び道路、橋りょう並びに電気、水道等各施設の倒壊、破損等の第一次的被害にとどまらず、それに続く火災による第二次災害がさらに被害を拡大させるという性格があり、建築物の不燃化と耐震化の促進が極めて重要である。

そのため、建築物の耐震不燃化を図ることによる得失と効果を広く町民に啓発するとともに、住宅・建築物の耐震化を総合的に進めるため、耐震改修促進計画を策定し、行政施策の強化と推進に努める。

3 既存建築物に関する対策

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体と協力して、建築物の防災に関する診断や広報等に努める。その他においては、共通対策編第2章第30節「建造物の災害予防計画」に定めるとおりとする。

4 公共用建築物の火災予防対策

公共用建築物は、発災時に避難場所とするなど、応急対策上の重要な拠点となるため、また、公共用建築物の従事者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、耐震調査を実施し改修していくものとし、不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に町有の公共建築物にあっては、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

5 文教施設及び社会福祉施設等災害予防対策

共通対策編第2章第30節「建造物の災害予防計画」に定めるとおりとする。

6 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

(1) 建築物の防災・復旧の取組み

ア 鳥取県建築物防災・復旧対策協議会

- (7) 建築物の耐震対策の促進に関すること。
- (4) 被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- (5) 住宅相談の実施体制の整備に関すること。
- (エ) リ災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。

イ 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

なお、当該マニュアルは、以下の3つのマニュアルから構成されている。

- (7) 地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル
 - (4) 「リ災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル
 - (5) 住宅相談業務マニュアル

(2) 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

ア 町の体制整備

町は、被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。

イ 住民への周知

町は県と連携して、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について日ごろから住民に周知するものとする。

7 被災宅地の応急危険度判定の実施体制の整備

(1) 宅地建物防災への取組み

ア 鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会

町は県と連携して、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実を図る。

- (7) 被災宅地危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- (4) 被災宅地危険度判定に使用する道具の確保に関すること。
- (5) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関すること。

(2) 被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

ア 町の体制整備

- (7) 被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化
- (4) 被災宅地危険度判定に関する住民への周知

8 その他の耐震化対策

町は県と連携して、次のような耐震化対策に取り組むものとする。

なお、対策推進にあたっては、最大震度予測結果等を活用し、それぞれの想定震度で重点的に取り組むべき内容を充分検討し、緊急度の高いものから順次取り組むものとする。

(1) 家具等の転倒防止対策

町は県と連携して、パンフレットや広報誌、ホームページ等を活用し、家具等の倒壊防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やOA機器などの転倒防止対策を実施するものとする。

特に防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組むものとする。

(2) 自動販売機の転倒防止対策

自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行うものとする。

また、町は自主防災組織と連携して避難経路における現状を調査し、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

(3) 窓ガラス落下防止対策

町は県と連携して、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、町ホームページ等を活用して啓発するものとする。

(4) 大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策

大規模空間を持つ建築物の管理者等は、国の通知等を参考に、適切な天井崩落対策を実施するものとする。町は県と連携して、国等と連携を図りながら、現状調査を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を推進するものとする。

(5) エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないように主に次の事項について配慮するものとする。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図るものとする。

- ア エレベーターの耐震安全性の確保
- イ 「地震時管制運転装置」の確実な作動
- ウ 早期救出・復旧体制の整備等
- エ 適時適切な情報提供・情報共有

第6節 公共施設等の予防計画

1 目的

地震災害時の公共施設等の被害は、町民の生活に重大な支障が生じるばかりでなく、町民の避難、消防活動、医療活動及びその他の各種応急対策活動に困難をもたらす。

町をはじめとした公共施設等の施設管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める必要がある。

この計画は、道路、河川、上水道、下水道等各種公共施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずることを目的とする。

2 道路施設

地震により道路及び道路の重要な建造物である橋りょう、ずい道等が破損することは、震災時における住民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障を生ずる。このため、道路施設が地震時において、その機能を発揮できるようにするため、国及び県に要請し、町道においては緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施するものとする。

また、新たに道路、橋りょう等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図るものとする。

(1) 道路の整備

地震により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所への崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊等が考えられる。このため、道路管理者は、管理道路について底面等危険箇所調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定を行い、これにより被害が想定される箇所に対し緊急度が高く、かつ、実施可能な箇所から順次対策工事を実施するものとする。

また、近接市町村との道路網の整備についても、順次実施を図っていくものとする。

(2) 橋りょうの整備

道路管理者は、管理する橋りょうについて、「道路橋示方書V耐震設計編（平成24年3月改訂版）」により橋りょうの耐震点検を実施（もしくは県に要請）し、改築、補強等対策工事の必要な橋梁を選定し、これらのうち、緊急順位の高いものから順次対策を実施するものとする。また、橋りょうの新設にあたっては、上記示方書に基づき落橋防止構造を備えた橋りょうを建設するものとする。

(3) ずい道の整備

道路管理者は、管理するずい道について、ずい道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施するものとする。

(4) 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、地震発生時において横断歩道橋の落橋防止のため、安全点検を実施し、補修等対策が必要なものについては、補強工事を実施する。

(5) 道路情報の充実

道路管理者は、迂回ルートの設定及び運用について道路情報を的確に伝達するため、道路情報収集のための交通監視テレビカメラ等を整備するとともに防災幹線道路ネットワークにおける主要地点に交通情報板、簡易パーキングを設置し、情報提供の充実を図る。

また、信号機の耐震化を図るため、電源付加装置の整備を行うものとする。

3 海岸、河川

(1) 海岸

海岸管理者は、海岸堤防のうち老朽化等により施設の機能低下をきたしている箇所については、嵩上げ等の補修、補強等を行い、また傾斜護岸等により整備を進め、地震による水害を防止する。このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化の著しい施設の改築、整備を促進するものとする。

(2) 河川

堤防あるいは、水門、樋門については、強化のための改修事業を県に要請するとともに調査に努めるものとする。

4 上水道

本町の水道は、上水道、簡易水道及び専用水道によりまかなっており、普及率は平成26年5月1日現在で、95.2%となっている。小規模給水施設からの切り替えの推進、老朽化している施設の改良、配管等の敷設替えを順次行い、震災による水道の断水を最小限にとどめ、ライフラインとしての水道機能を確保するため、また二次災害を防止するため、水道施設のより一層の耐震化を図る等、施設の防災性の強化に努めるものとする。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、応急給水体制の整備、相互応援協力体制の確立を推進するものとする。

(1) 施設の耐震性の強化

水道事業者（町長）は、水道施設の耐震性については、施設の施設拡張、改良等の際に十分

に耐震設計及び耐震施工を考慮し、老朽化した取水施設・配水施設等基幹施設の改良、石綿セメント管等の布設替えを促進し、水道システム全体の耐震性向上を図り、災害の未然防止に努めるものとする。

(2) 上水道施設の保守点検

震災による被害の発見及び復旧を敏速に行うため、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所等を把握し、必要に応じ順次補強工事等を実施するものとする。

- ア 既往災害履歴の作成
- イ 耐震点検（耐震診断）
- ウ 日常保守点検
- エ 震災による被害の可能性が高い箇所の把握

(3) 応急給水体制の整備

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、町が中心となって応急給水活動を実施する。

町は、緊急時の給水拠点の確保や応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、浄水装置、可搬式発電機及び運搬車両の整備を図る等、応急給水体制の整備に努めるものとする。

また、災害発生時に利用可能な井戸、湧水などの把握に努めるとともに、確保した井戸等の水質検査を事前に実施し、利用方法をあらかじめ検討しておく。

さらに、相互援助給水が行えるよう、隣接水道事業者間での連絡管の整備に努める。

(4) 非常用電源の確保

水道事業者（町長）は、送水ポンプ等の重要施設に対して停電時に対応できるよう自家発電設備などの整備に努める。

(5) 復旧工事用資材の備蓄

水道事業者（町長）は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材の備蓄や水道工事指定工事店との覚書をあらかじめ締結しておく等により緊急時に資材が優先調達できるよう努める。

(6) 相互応援協力体制の確立

水道事業管理者（町長）は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、県及び「災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定」に基づき、加盟の西部市町村等へ応援を要請するものとする。応援の要請を受けた県あるいは市町村は、これらに積極的に協力する。また県は、必要があると認めるときは、他市町村に応援するように要請する。

さらに、県は、町からの応援事項につき、自らその実施が困難な場合には、自衛隊あるいは他府県への応援を要請するものとする。

5 下水道

下水道は、ライフラインの一役を担う重要な施設であり特に下水道の被害は地域の環境を著しく損ねるほか、衛生的に重大事を招くおそれがある。

そのため、下水道管理者（町）は、震災による下水道施設の被害を最小限に止め、排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努めるものとする。

また、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、非常時防災体制、情報収集体制、復旧体制の確立に努めるものとする。

(1) 施設の耐震性の強化

下水道施設の建設に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（2014年版）」及び「耐震対策最終提言について（平成8年8月建設省通知）」に定める基準に従い、管渠、ポンプ

場、終末処理場ごとに十分な耐震性を確保するものとする。

また、既存施設のうち老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所、平時の維持管理で異状が認められる箇所等の耐震診断を行い、対策を必要とするものについて順次補強工事・改築工事を実施するものとする。

(2) システム的な耐震性の強化

下水道施設が被害を受けた場合にも機能を保持できるよう、システム的な対応により耐震性の向上を図れるよう努めるものとする。また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常時用電力・用水の確保が図れるように努めるものとする。

ア 施設の複数化

イ 自家発電用設備の整備

ウ 用水供給設備の整備

(3) 下水道施設の保守点検

震災による被害の発見及び復旧を敏速に行うため、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所等を把握し、必要に応じ順次補強工事・改築工事を実施するものとする。

ア 既往災害履歴の作成

イ 耐震点検（耐震診断）

ウ 日常点検保守

エ 震災の可能性が高い箇所の把握

(4) 非常時防災体制の確立

ア 下水道台帳等の整備

非常時の応急対策・復旧対策に支障のないように、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し、常時適正に管理するものとする。

イ 非常配備体制等の整備

非常時の配備体制表、緊急連絡体制表、災害対応組織表をあらかじめ作成しておくものとする。

ウ 非常時協力体制の整備

非常時の応急対策を自ら実施することが困難な場合に備えて、下水道管理者相互の応援協力体制、関連業者等との連絡体制をあらかじめ整備しておくものとする。

エ 資機材等の確保

被害状況調査用機材及び応急復旧用資機材等の確保体制をあらかじめ整備しておくものとする。

オ 技術職員の養成

下水道施設の復旧工事の設計・施工に当たっては、専門的知識・技術を必要とする工種が多いため、平素から日本下水道事業団の行う技術研修等を通して技術職員の養成に努めるものとする。

(5) 情報収集体制の確立

被害状況を的確に把握するため、あらかじめ定められた組織体制により次の事項を重点に調査するものとする。

ア マンホール、枮等の接続状況

イ 管渠の堆積土砂の状況

ウ 施設建物の被害状況

エ 管渠の接続及び沈下

オ 路盤沈下の状況

(6) 復旧体制の確立

ア 下水道施設の被害により汚水の疎通に支障をきたさないよう、被害に応じ必要最小限の生活排水を流せるよう仮配管及びポンプアップ等の応急措置を講じ、必要によっては、清掃班及び仮設トイレ等の設置を行い環境衛生の確保を図る。

イ 下水道施設の復旧は、その被害状況に応じ次の事項を基本にし、関係業者の資機材及び技術者の応援を得て、早期復旧を図る。

(7) 幹線管渠の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は、本復旧するものとする。

(4) 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

第7節 消防計画

1 目的

この計画は、地震発生時に同時多発する地震火災等に際して、消防施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を被害から保護するとともに、地震による二次災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

この計画に定めのない事項は、共通対策編第2章第10節「消防計画」を準用する。

2 地震火災の特徴と計画方針

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるからである。

(1) 火災が、不意に、同時に多数発生すること。

(2) 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。

(3) 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。

(4) 破壊された建物による道路の遮断や通信の遮絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努めるものとする。

3 消防団の活動計画

震災時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。

(1) 消防団員に対する火災発生時の伝達は、サイレン、防災行政無線、警鐘、電話及びメール等によって行う。

(2) 火災出動は、共通対策編に定めるところにより平常出動又は非常出動に区分し、状況に応じて行う。

(3) 消防団員のみでは対処できないときは、応援協定に基づいて隣接市町村に応援を要請する。

ただし、同時に多数の場所で火災が発生し、消防機関のみでは消火活動が行えないときは、団員の指導により地域住民の協力を求める。

(4) 木造建築物が密集している地域では、避難路の確保及び人命救助を最優先とした消防活動を行う。

(5) 対処不可能な大火災となったときは、町長は知事に対して自衛隊の出動を要請する。

なお、緊急の場合は、町長が自衛隊に災害の状況を通知し、事後知事に報告する。また、大規模災害発生時は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局と協議のうえ、緊急消防援助隊の出動について知事に要請する。

第8節 文教対策計画

1 目的

この計画は、地震時において学校等が幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保に万全を期するとともに、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する体制を整備することを目的とする。

この計画に定めのない事項は、共通対策編第2章第11節「避難体制の整備計画」を準用する。

2 学校等における措置

(1) 学校長等は、次の事項に十分留意し、大規模災害対策計画を具体的に定めるものとする。

ア 児童生徒等の生命、身体の安全確保を最優先し、また心のケアに十分配慮したものとする。

イ 町地域防災計画等に基づき地域の諸条件等を考慮した対策計画であること。

ウ 児童生徒等の行動基準及び学校や教職員の対処、行動基準を明確にすること。

エ 緊急連絡等ができない事態を想定して、児童生徒等の引き渡し等については、保護者に十分理解されている対策計画であること。

オ 遠足等校外活動中や登下校時、夜間・休日における災害発生等の場合も想定したものとする。

カ 学校等が避難所となる場合の対策を含んだ計画であること。

(2) 学校長等は、(1)に掲げる計画に基づき、教職員及び児童生徒等に対し計画的に教育、訓練を実施するとともに、保護者及び地域住民にも周知徹底を図る。

3 学校防災組織の編成等

学校長等は、学校防災組織の編成等にあたって次の事項に留意する。

(1) 学校防災組織の編成

災害発生時における教職員の役割分担をあらかじめ明確に定めておくものとする。

(2) 教職員の緊急出動体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に勤務体制を定め、教職員への周知徹底を図る。

(3) 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等を通じて災害発生時の連絡先及び児童生徒等の引渡し方法等についてあらかじめ保護者と確認し、徹底しておく。

4 施設、設備等の点検、整備

学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置をとる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行うものとする。

5 防災用具等の整備

医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておくものとする。

6 防災教育

学校長等は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行うとともに、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。

7 防災訓練

学校長等は、児童生徒等及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

第9節 地震防災訓練計画

1 目的

共通対策編第1章第4節「防災訓練計画」を準用するが、震災対策として、次の訓練を検討し、実訓練への導入を図るものとする。

2 津波訓練

住民の津波に対する知識の普及と警戒体制等の万全を期するため、各防災関係機関をはじめ地域住民等の協力を得て、津波発生時における情報伝達、避難等の訓練を実施するものとする。

3 自衛隊との通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素のひとつとなる。

災害対策本部長（町長）、災害対策副本部長（副町長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法等を県と協議し、訓練の中に含めるよう検討を行う。

4 自主防災組織等との協力訓練

震災時においては、自主防災組織の応援、協力が不可欠なものである。

災害応急対策を円滑に実施するために、災害対策本部と自主防災組織間の情報伝達方法等を確立し、訓練に組み込むよう努めるものとする。

また、自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。訓練の際は、防災関係に従事する町職員を派遣し、指導にあたるものとする。

| 非常時に有効な訓練例 |
|--------------------------|
| (1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練 |
| (2) 倒壊家屋等からの救出訓練 |
| (3) 負傷者の手当及び救命訓練 |
| (4) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用） |
| (5) 炊き出し訓練 |

5 避難行動要支援者の参加

災害時の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者の訓練への参加検討を図り自主防災組織による避難行動要支援者の把握を前提とした避難等の訓練を強化する。

6 通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、町内のアマチュア無線通信の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

第10節 地震情報収集伝達計画

1 目的

この計画は、緊急地震速報及び地震に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。ただし、この計画中に定めのない事項は、共通対策編第3章第6節「情報収集伝達計画」の定めるところによるものとする。

2 地震情報等の伝達計画

(1) 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報等の種類及び内容

地震に関する情報は、主に鳥取地方気象台が発表する。

| 区分 | 情報の種類 | 発表内容 |
|-----------------|---|---|
| 地震情報 | 震度速報 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 |
| | 震源に関する情報 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。 なお、津波警報・注意報が発表された場合には、この情報は発表されない。 |
| | 震源・震度に関する情報 | 地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。 |
| | 各地の震度に関する情報 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。 県内で発表される震度観測点は46か所ある。 |
| | 地震回数に関する情報 | 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。 |
| | 遠地地震に関する情報 | 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。 |
| | その他の情報 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。 |
| | 推計震度分布図 | 震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。 |
| 地震解説資料（準即時的な情報） | 県内において震度4以上を観測した地震、被害を伴う地震や群発地震など社会的に関心の高い地震、鳥取県に津波警報等が発表された地震が発生した場合、その地震を対象に発表。 | |

(3) 地震情報等の伝達系統

ア 地震情報の伝達系統は、共通対策編第3章第6節「情報収集伝達計画」別表1、2のとおり（ただし、緊急地震速報については、共通対策編第3章第6節「情報収集伝達計画」別表3のとおり）

(4) 県の地震情報等の伝達

県は、地震情報等について、鳥取地方気象台から受信した場合は、町・消防局に対して防災行政無線を通じファクシミリ情報として、さらに町に対してはJ-A L E R Tを通じ、自動的に伝達する。

(5) 地震情報の伝達

町は、鳥取気象台が発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ、インターネット、県防災行政無線等により一刻も早く入手し、庁内放送、町防災行政無線、電話、電子メール等により関係職員に伝達し、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

(6) 地域住民への伝達

地域住民の不安を解消するとともに適切な行動がとられるよう、町防災行政無線、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報（エリア）メール等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達を行う。

伝達内容は、次のとおりとする。

- ア 震度、震源、余震の状況等の地震情報
- イ 地震防災応急対策の指示

第11節 地震災害に関する調査研究

地震による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・ガス・水道等の高密度化、生活習慣の変化は地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。

したがって、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、町、県及び防災関係機関は、協力して次の事項について、各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

- (1) 地盤の構造、活断層の状況
- (2) 地震活動の状況
- (3) 津波の遡上
- (4) 消防水利等の状況
- (5) 危険物等大量可燃物施設の状況
- (6) 電気・ガス等の設置等の状況
- (7) その他必要な事項
 - ア 地震時の交通障害等に関する事項
 - イ 建造物の不燃化・耐震化に関する事項
 - ウ 地盤の液状化に関する事項

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

共通対策編第3章第4節「組織体制計画」を準用するが、災害対策本部の設置に関し、次のとおり定める。

- 1 災害対策本部の設置及び廃止の基準は、共通対策編に定めるとおりとする。
- 2 本部長（町長）ならびに副本部長（副町長）が発生時に登庁困難な場合もしくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は総務課長とし、総務課長不在の場合は、その場における最高責任者とする。

第2節 配備及び動員計画

1 目的

この計画は、地震の発生時において災害を防御し、またはその拡大を防止するために防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

ただし、この計画中に定めのない事項は、共通対策編第3章第5節「配備及び動員計画」の定めるところによるものとする。危険地域の把握、災害防止対策に実施・指導を行うことを目的とする。

2 配備計画

地震が発生した場合、防災活動を推進するために取るべき体制は、共通対策編第3章第5節「配備及び動員計画」の別表【配備体制基準】によるものとする。

3 勤務時間外における職員の参集基準

地震が発生した場合の動員は、原則として前項の配備基準に基づいて行う。ただし、勤務時間外において震度5弱以上の地震が発生し、参集の要否が不明である場合は、防災連絡責任者からの連絡がなくとも、次のフロー図に従って行動するものとする。

| | | | |
|---------|---|-----------|--|
| 順位 ↓ | 1 | 参集準備 | 職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。 |
| | 2 | 人命救助 | 職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。 |
| | 3 | 参集 | (1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集出来ない職員は、最寄りの本町機関に参集のうえ、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。 |
| | 4 | 被害状況の収集 | 職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。 |
| | 5 | 被害状況の報告 | (1) 職員は収集した情報を各対策部長に報告する。 (2) 各対策部長（又は次席者）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。 |
| | 6 | 緊急対策班の編成 | 先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。※ |
| | 7 | 緊急初動体制の解除 | 各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動態勢を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。 |

※初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- (1) 被害状況調査
- (2) 地震等情報調査
- (3) 関係機関等への情報伝達
- (4) 防災用資機材の調達・手配
- (5) 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達
- (6) 支援物資調達準備計画
- (7) 災害対策本部の設置
- (8) 安全な避難場所への誘導
- (9) 救護所の設置
- (10) 広域応援要請の検討

第3節 災害広報・広聴計画

共通対策編第3章第7節「災害広報・広聴計画」に定めるとおりとするが、大規模な災害になるほど住民への情報提供が困難になるので、町はインターネットの利用等通信網の整備を図り、使用しえるあらゆる手段を用いて広報を行うものとする。

第4節 生活必需物資供給計画

共通対策編第3章第26節「食糧供給計画」及び共通対策編第3章第27節「生活関連物資供給計画」に定めるとおりとするが、避難所における食糧並びに生活必需品の供給について、次のとおり定める。

大規模な地震の発生により、避難所を開設した場合の食糧及び生活必需物資の供給は次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

| 段階 \ 物資 | 食糧 | 生活必需物資 |
|-----------------------|---------------------------|----------------------------|
| 第1段階 (生命の維持) | おにぎり、パン等すぐに食べられるもの | 毛布(季節を考慮したもの) |
| 第2段階 (心理面・身体面への配慮) | 温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等 | 下着、タオル、洗面用具、生理用品等 |
| 第3段階 (自立心への援助) | 食材の給付による避難者自身の炊き出し | なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置 |

第5節 住宅対策計画

1 目的

この計画は、地震により多数の建築物及び広範囲の宅地が被災した場合に、迅速に危険度を判定することにより二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するとともに、被災世帯向けに応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理等を施し、生活再建の場を確保することを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあつては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあつては本部長(町長)が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、建設資機材について応援を要請する。

3 宅地・建物の被災判定

(1) 被災判定の区分

ア 応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急を実施）

(7) 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

(イ) 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

(ウ) 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

(エ) なお、この調査は、り災証明の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

イ 被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

ウ 被害認定〔り災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

(7) 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて市町村がり災証明を発行する。

(イ) り災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

